

議案第 5 号

白岡市教育支援センター条例

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、教育の充実と振興を図るため、白岡市教育支援センター（以下「センター」という。）を白岡市白岡 1 1 7 2 番地に設置する。

(業務)

第 2 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童生徒及びその保護者からの相談に応じ、指導及び助言を行うこと。
- (2) 不登校児童生徒に対し、自立及び学校生活への復帰に向けた集団適応指導、学習指導等を行うこと。
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(管理)

第 3 条 センターは、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第 4 条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第 5 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開所時間)

第6条 センターの開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、教育委員会は、管理運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月17日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、白岡市教育支援センターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。